

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和2年5月8日

” 自粛要請期間を5月31日まで延長”

国では、全国を対象とした緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長し、5月14日（木）を目途に中間評価を行い、期限前の解除を検討することとしております。

秋田県では、緊急事態措置は延長しましたが、国の特定警戒地域にならなかったため、施設の休業要請等は部分的に緩和されました。

村では、自粛要請期間を延長し、公共施設の利用を緩和しますが、引き続き、「感染防止対策の徹底」「県外移動の自粛」「公共施設の村民限定の使用」などへのご協力をお願いいたします。

◆県の緊急事態措置

期 間：令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

区 域：秋田県全域

○施設の使用停止（休業）の協力を要請する施設

施設の種類	施 設 例
遊興施設等	スナック・バー・カラオケボックス・ライブハウス等
運動施設	スポーツクラブ

○不要不急の県外への移動自粛と県外からの移動自粛

やむをえない場合は、2週間位は外出を控え、人との接触を最小限にしましょう。

○多人数又は不特定の県外の方が参加するイベントや会合の自粛

50人以下の県民だけの場合は、感染防止対策を徹底してください。

○商店街やスーパー、公園などにおける感染拡大防止対策の徹底

混雑時を避けたり、入場制限をするなど、密集状態とならないようにしましょう。

○新しい生活様式の普及

会話をする時や外出時にマスクを着用し、こまめに手洗いを行いましょう。

食事や会話をする時は、できるだけ真正面での対面を避けましょう。 など

お問い合わせは

【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

大潟村役場住民生活課 TEL. 45-2114

大潟村診療所 TEL. 45-2333

大潟村保健センター TEL. 45-2613

裏面もご覧ください。

【村内施設の対応】

○5月7日（木）から再開する施設

- ・大瀧小学校
- ・大瀧中学校
- ・なかよし館

○5月9日（土）から県民限定の使用で再開される施設

- ・多目的運動広場（グラウンドゴルフ場）
- ・多目的グラウンド（サッカー場）

○5月11日（月）から村民限定の使用で再開される施設

- ・村民センター（分館を含む）
- ・保健センター機能訓練室
- ・コミュニティ会館
- ・公民館
- ・漕艇場
- ・水上スキー場
- ・村民体育館（野球場・テニスコート等を含む）

○5月31日（日）まで利用休止が延長となる施設

- ・ふれあい健康館

※平日の午前8時30分から午後5時15分までは、社会福祉協議会の事務を行います。

- ・干拓博物館

○5月11日（月）から営業時間を短縮して再開する施設

- ・産直センター瀧の店（5月31日まで：午前9時から午後3時まで）
- ・ポルダール瀧の湯（6月30日まで：午前6時から午後9時まで）

※休館日予定の5月12日は営業します。カラオケ利用はできません。

○5月31日（日）まで休業を延長する施設

- ・ホテルサンルーラル大瀧

*** 適切な感染防止対策とは ***

○発熱者等の施設への入場防止

37.5度以上や体調不良の従業員の出勤停止や来訪者の入場を制限します。

○3密（密閉・密集・密接）の防止

施設利用者の入場制限などで約2m間隔を確保し、換気を行い、密集する会議等は中止します。

○飛沫感染、接触感染の防止

こまめな手洗いとマスク着用、手指消毒や咳エチケットを励行します。
施設内の消毒を定期的を実施します。

○移動時における感染の防止

混雑するバスや鉄道等の移動を避ける工夫や出勤制限、出張中止などを行います。

*** 相談窓口が増えました ***

◆あきた帰国者・接触者相談センター

土日祝日も対応しますが、対応時間にご注意ください。

- 24時間対応 TEL. 018-866-7050
- 午前9時～午後5時 TEL. 018-895-9176
- 午前9時～午後9時 TEL. 0570-011-567